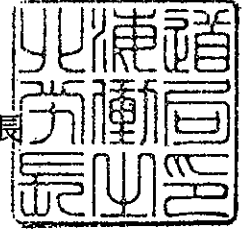


北労発基 0709 第5号
令和元年 7月9日



北海道知事 殿
(経済部経由)

厚生労働省北海道労働局長



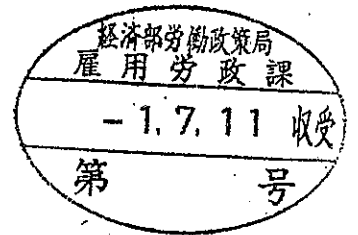
林業にかかる死亡労働災害の撲滅について (緊急要請)

平素より、労働行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、林業における死亡労働災害の発生状況は、7月8日現在昨年同期の3人から6人(別添1死亡災害事例参照)と倍増しており、これから更に増加が懸念されるところです。

つきましては、貴機関が発注し林業作業を受注する事業者に対し別紙の「林業作業における自主点検表」を用いた緊急総点検の実施について御指導いただきますようお願いいたします。

また、本年5月16日開催の林業労働災害防止に係る連携会議の場で御説明したように本年8月1日から林業に関する省令改正が施行されることから、関係事業者に対する周知徹底についても併せてお願いいたします。



【担当：主任産業安全専門官】

令和元年(平成31年) 林業における死亡災害

発生年	発生月	時刻	業種	規模	事故の型	起因物	災害の状況
31	3	15時台	林業	10人以上 29人	激突され	環境等 7 1 2	民有林皆伐現場において、胸高直径28センチ、長さ約17mのトドマツをチェーンソーで伐倒作業中、くさびを打って伐倒木が倒れていくときに、蔓が上部で絡んでいた為に、伐倒方向が変わり、近くで同じくチェーンソー伐倒作業中の被災者の頭部に直撃したものの。
31	4	11時台	林業	10人以上 29人	激突され	環境等 7 1 2	被災者は、民有林内にて同僚1名とともに、チェーンソーを用いて伐木作業を行っていた。被災者が扱っていたチェーンソーの音が聞こえなかったため同僚が捜索したところ、仰向けの状態でクルミの木(胸高直径30cm)の下敷きになっているところを発見したものの。
元	5	15時台	林業	10人以上 29人	交通事故(道路)	乗物 2 3 2	被災者は、道有林の造林現場で当日の作業を終え、帰社するため乗用車で国道を走行していたところ、右側の町道から飛び出してきた来た乗用車が運転席に衝突したものの。なお、助手席の同僚は軽傷。
元	5	14時台	林業	10人以上 29人	激突され	環境等 7 1 2	民有林の皆伐作業現場において、被災者はチェーンソーを用いて伐倒作業中、ナナカマドの木を伐倒したところ、当該伐倒木が被災者側に倒れてきて、被災者の腹部に激突したものの。被災者は、同僚が発見した時は会話は出来たものの、容態が悪くなり、同日、搬送先の病院で死亡した。被災者に激突した伐倒木の胸高直径は18.5cm、樹高16.6mであった。また、伐根に切り残しは無かった。
元	6	14時台	林業	10人未満	墜落・転落	乗物 2 3 2	国有林の間伐作業現場において伐倒作業を行うための道付け作業中、被災者2名が事前調査のため乗用車に乗り林道を走行していたところ、幅約4mの緩やかな左カーブに差し掛かった際、当該車両が道路右脇に逸脱し勾配約50°の崖を約47m転落したものの。被災者は車外に投げ出され、斜面の中腹と転落した車両の脇でそれぞれ倒れているところを下請事業場の労働者に発見された。(被災者は、車両を運転していた。)
元	6	14時台	林業	10人未満	墜落・転落	乗物 2 3 2	同上 (被災者は、助手席に同乗していた。)

林業作業における自主点検表

令和 年 月 日		点検現場	
点検者	作業の種類		
随行者	凡例	確実に実施○ 概ね実施△ 未実施×	チェック
チェーンソー伐倒作業	特別教育	令和2年8月1日施行の受講の準備はしているか	
	伐倒前に情報確認、周囲の確認、伐倒木の確認	弦がらみ、枝がらみはないか、確認しているか	
		枯損木、根むくれ等の立木を確認しているか	
		伐倒立木に腐れ、空洞はないか、確認しているか	
		伐倒木は裂け易い木か、確認しているか	
		腐れ、裂け等の木の伐倒は対策を講じているか	
	伐倒方向、受け口、切り残り追い口	伐倒方向の確認は確実にしているか	
		受口の水平切と斜め切りの線はあっているか	
		追い口切は水平か、切残り（ツル）は確保されているか	
		状況に応じた追い切り、三段切りを実施しているか	
	かかり木処理の方法	かかり木処理器具は携帯しているか	
		かかり木を放置していないか	
		元玉切りはしていないか	
		浴びせ倒しはしていないか	
		かかられている木を伐倒していないか	
		かかり木の処理当たり重機等により適切に処理しているか	
		かかり木の立入禁止範囲について樹高の2倍以上確保しているか	
保護衣	下肢の切創防止用保護衣を着用しているか		
車両系林業木材伐出機械	共通事項	前照灯、ヘッドガード、運転席の防護柵を備えているか	
		地形、地盤の状態及び伐倒する立木の形状を調査記録しているか	
		制限速度は定めているか	
	作業計画	機械の種類、能力を確認しているか	
		運行経路は確認しているか	
		作業方法及び場所を確認しているか	
		関係労働者に周知しているか	
		労働災害が発生した場合の応急措置、傷病者の搬送の方法は定めたか	
	安全な作業路の設置	作業横断勾配は14度以下となっているか	
		作業路の幅員は車幅の1.2倍以上あるか	
		カーブの拡幅、終点の車回し設置等を行われているか	
		作業路路面、路肩の保守・点検は確実か	
	走行集材機械作業 (フォワーダ等の運材車)	過積載になっていないか	
		走行時路肩又は山側への逸脱はないか	
		シートベルトを装着し適正な速度で走行しているか	
		グラップルローダーは格納しているか	
	木材グラップル機等作業	作業中、作業半径内は立入禁止措置を講じているか	
原木の把持は地切をし、安定した状態か			
オペレーターと周囲の作業者との合図は確実か			
伐倒木をグラップルで押して倒していないか			

※ 点検の結果、「概ね実施」、「未実施」と判定されたものは、速やかに改善の上、作業してください。

※ 本自主点検は令和元年8月1日以降に施行される省令改正も含まれています。